

平成 30 年度

静岡県教育振興基本計画推進委員会

議事録

平成 31 年 1 月 8 日 (火)

1 開催日時 平成 31 年 1 月 8 日（火） 午後 3 時から 5 時まで

2 開催の場所 県庁別館 9 階特別第二会議室

3 出席者 委員長 矢野 弘 典
委員 武井 敦 史
委員 田中 啓
委員 藤田 尚 徳
委員 松永 由 弥 子
委員 渡邊 妙 子

事務局： 皆様、お待たせいたしました。

ただいまから、平成30年度静岡県教育振興基本計画推進委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めます文化・観光部総合教育局長の長澤と申します。よろしく願いいたします。

はじめに、お手元に配付してございます資料でございますけれども、クリップ留めで表紙が本日の次第になっているもの、一枚めくっていただけますでしょうか。委員の一覧を御覧ください。

委員の皆様には、昨年度の計画策定に関する推進委員会から引き続き委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

次に、2枚おめくりいただけますでしょうか。左上に資料1とあります静岡県教育振興基本計画推進委員会設置要綱を御覧ください。

第4条にあります当委員会の委員長につきましては、静岡県教育振興基本計画推進本部長である文化・観光部長の指名によりまして、矢野弘典様に御就任をいただきます。よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、文化・観光部長の渡邊より御挨拶を申し上げます。

渡邊文化・観光部長： 文化・観光部長の渡邊でございます。

本日は、正月早々の御多用の中、お集まりをいただきまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

今、司会からもお話がございましたとおり、矢野委員長をはじめ、先生方にはこの計画の策定のときから熱心に御審議を賜りまして、またいろいろな貴重な御意見をいただいたところでございます。そして、昨年度に引き続きまして委員を引き受けていただいたということで、改めて感謝を申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

本県は、御案内のとおり「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり」ということで進めているわけでございますけれども、“ふじのくに”づくりの礎は何といたしても人材でございます。人材を育成するための柱というのは、やはり教育ということでもございます。

こうしたことから、この計画の基本理念といたしまして、「有徳の人」の育成を掲げまして、この4月から取り組んできたところでございますけれども、今回は今年度の1回目ということでありまして、推進委員の皆様から様々な御意見を賜りまして、この取組についての評価を取りまとめてまいりたい。そして、次年度につなげていきたいと考えているところでございます。そうした観点から、また忌憚のない御意見を賜ればありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：　　続きまして、矢野委員長から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

矢野委員長：　　当委員会の委員長を仰せつかりました矢野でございます。どうぞよろしく願いしたいと思います。

本県教育の基本理念でございます「有徳の人」の育成を成し遂げる最終年度の2021年度に向けた第一歩といたしまして、本日私どもの意見が今後の教育につながってまいりまして、それがすなわち子供たちの未来につながっていくのだという思いを強くしているところでございます。

本計画は、スタートしてからまだ1年を経過しておりませんので、そうした意味では、今年度は指標の推移をもって達成度を測ることができるものもありますけれども、難しいものもあるという状況であります。

私は、長らく企業経営に携わってまいりましたが、これはどこの団体も同じだと思いますけれども、民間であろうと行政であろうと教育の現場であろうと、P D C Aのサイクルを回して計画を実行し、それをきちんと評価して、計画や取組を見直していくということがとても大事なことだと思います。

ローリングとよく言われる見直しであります。それが計画そのものの実効性を高めていくのだと思います。環境というのはいつも同じではありませんので、つくったときとまた変わった新しい環境、良い環境もあるし悪い環境もありますけれども、そういうものを認識しながら見直していくという作業がとても大事だと思うわけでございます。

幾ら良い計画をつくりましても、実行しなければ何も始まらないわけでありまして、そして実行したことを振り返ってP D C Aを回して改善していくということでございます。

限られた時間の中ではございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。
なお、渡邊部長につきましては所用がございまして、ここで退席をさせていただきます。

渡邊文化・観光部長： 中座して申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

事務局： それでは議事に入りたいと思います。
これからの議事進行につきましては、矢野委員長をお願いいたします。よろしく願います。

矢野委員長： 次第を御覧いただきたいと思いますが、それに従って議事を進めてまいります。

昨年度と同じ顔ぶれでありますので、それぞれの御紹介は省略させていただきますが、よろしく願いいたします。

本日の議事の進め方でございますけれども、最初に事務局から全体的な評価の概要等について御説明をいただきまして、その後、計画の章ごとに改めてまた事務局から説明をいただいて、それをもとに委員の皆様から評価内容への質疑も含めて、課題や取組などについて論議していただくという形で進めてまいりたいと存じます。

それでは、最初に評価の概要等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 事務局の総合教育課長の伏見です。よろしく願いいたします。
お手元の資料の2ページでございます。資料2と書いてあります資料を御覧ください。

昨年度委員の皆様にご意見をいただき策定いたしました静岡県教育振興基本計画につきまして、改めて簡単に概要を説明いたします。

2の概要にございまして、計画期間は本年度から2021年度までの4年間で、基本目標として「有徳の人」の育成としています。目標指標は小柱ごと1つ以上、合計37、また主な取組の数は再掲を含め596ございます。

4の特徴といたしましては、(1)教育の大綱と計画の結び付きを強化するため、大綱の3つの有徳の人づくり宣言に基づき、大柱を設定しており、具体的には3の構成の右側の7施策にございまして、3章立ての構成にしております。

4の(2)特色ある施策といたしましては、「知性を高める学習」とあわせ、「技芸を磨く実学」を奨励することやグローバル人材など未来を切り拓く多様な人材を育成することとしております。

また、3にございまして、指標に関しましては、意識指標を排除し、アウトプット指標を多く掲げてございます。

次に、3ページ資料3を御覧ください。

平成30年度の計画の評価についてです。

1趣旨にありますように、本計画の進捗状況を確認するため、毎年度評価書を作成し、施策の継続的な改善を図っていくものです。

また、本評価書は、従来教育委員会で行っておいりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に義務付けられている点検・評価を兼ねることとしております。

2評価の考え方につきましては、本年度は計画のスタートの年であり、現時点では最新の値が把握できない目標指標が多く、指標の推移をもって達成度を測ることが難しいことから、計画にある主な取組の進捗状況の確認に軸足を置きまして、教育課題に的確に対応しているかという視点で評価いたします。

なお、県の総合計画におきましても、ほぼ同様の考え方で評価をしております。

次の4ページを御覧ください。

参考に目標指標の達成状況と主な取組の進捗状況を示してあります。先ほど説明いたしましたとおり、(1)の目標指標のうち、現時点で最新の値を把握できない指標については、表右側にバー表示してあり、合計で25項目あります。

なお、下線が引いてある部分につきましては、昨年度末資料をお送りしましたけれども、そのときの資料から修正をしている部分に下線を引いてございます。

3ページにまた戻っていただきまして、3の評価書の構成につきましては、後ほど章ごとに御議論される前に説明をいたします。

4作業スケジュールでございますが、本日の推進委員会後、委員の皆様からの御意見を踏まえまして評価書を修正し、1月29日の庁内の推進本部幹事会に上がります。その後、2月上旬に教育委員会定例会に議案として図り、2月中旬に文化・観光部長を本部長とする推進本部に諮り決定をいたします。その後、2月下旬に県議会2月定例会常任委員会に提出しまして、3月にホームページに公表するという予定でございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

矢野委員長： ありがとうございます。

それでは、ただいまの全体についての説明について、御質問などがあれば承りたいと思います。

武井委員： よろしく申し上げます。

作業スケジュールについてはこれでよくわかったのですが、この推進委員会の中で具体的に何をどういうようにしたらいいのかという改善案が出てくると思うのですね。この委員会は評価書作成のための評価では

なくて、当然改善のための評価ですから、それがどのように次の計画に反映されていくかということが提示されてしかるべきであろうと。

もう年度の予算は既に来年度の分は決まっておりますので、ここを出したところで来年度についてはやれることはないということになってしまわないのだろうか。そういった問題を考えたとき、やはり予算を伴う長期的な課題と、それから予算なしでできる短期的な課題を分けて、短期的なもの長期的なもの、それぞれどのようなロードマップで実際に改定につなげていくのかということを示すことが私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

矢野委員長： どうですか、事務局は。

事務局： 短期的な課題と、長期的な課題をそれぞれ示しながら、短期的なこと、来年度改善できる部分については、今回御意見が出た中で対応していくという形で考えていきたいと思えます。

更に今回御意見をいただいた中で、来年度また総合教育会議がございますので、その議題の参考にさせていただくということも考えております。

矢野委員長： 少し時差が生じるかもしれませんが、いずれここで出された案は具体化して、必要なものが予算化されると。計画の具体的な項目を付加する必要があるれば付け加えられていくということだと思えますので、少しびたびたといかないかもしれませんが、そういう意味でずうっと目を配っていただいて、その都度御意見を賜ればと思えます。

他にいかがでしょうか。

田中委員： 田中でございます。

確認ですけれども、資料3のところでも御説明がありましたが、法律に基づいて教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価が求められていて、本日の評価書案はそれを兼ねたものであるという説明をいただきましたが、県の教育行政、あるいは教育委員会のいろいろな実務に関する、かなり実務的な部分の評価も含めて、これ以外にはないという理解でよろしいのか、あるいは実務的なチェックは別にやられているのかということを確認させていただきたいと思えます。

矢野委員長： どうですか、事務局。

事務局： 事務局のチェックですよね。

田中委員： もう少しわかりやすく言いますと、こういう評価書というのは県民に教育行政の現状を伝えるというような目的もあるかと思うのですが、

同時に先ほど委員長がP D C Aとおっしゃったように実務がきちんと実施されているかという確認のためという意味合いもあると思うのですね。その両方を兼ねたものであり、そのような特にP D C Aの機能を有するような評価的な仕組みというのは、他にはないという理解でいいのですかという御質問です。

事務局： 基本的にはこの評価だけということです。
これは総合計画のほうの評価の指標も重なっているところもございますので、併せて見ていくという形になります。

田中委員： それが悪いということではなくて、そのようであればこの後質問させていただくという趣旨です。

矢野委員長： ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。
特にないようでしたら、次の章別の説明と論議に入りたいと思います。もちろん全体的な動きとか取組について御意見があれば、その都度御発言いただければと思います。
それでは、第1章に対する評価案ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局から説明します。
お手元の資料の静岡県教育振興基本計画評価書案を御覧ください。厚い資料でございます。
先月末にお送りしました評価書案を一部修正してございます。大きく変更した部分については、下線を引いてございます。
それでは、最初に評価書の構成について説明をしたいと思います。
表紙から3枚めくっていただきまして、1ページを御覧ください。
Ⅰ作成の趣旨、Ⅱ平成30年の評価については、先ほど説明したとおりでございます。
3ページを御覧ください。
Ⅲ総括的评价でございます。
ここは各章の中柱ごとに現状や来年度以降主に進めていく取組の方向性について、総括的に記載をしてございます。このもととなりますのが、この後に記載してあります章ごとの詳細の評価です。
例えば、第1章のインデックスがあります7ページを御覧ください。
ここでは中ほどに1「知性を高める学習」の充実という中柱を総括してございまして、最初に目標指標の進捗状況、次に主な取組の進捗状況を前段に記載しまして、8ページにございます中柱を構成する小柱ごとに現状と進捗を総括して記載をしてあります。
更に14ページを見ていただきますと、1「知性を高める学習」の充実

に関する小柱ごとの目標指標の状況及び主な取組の進捗状況について詳細に記載してあります。

従いまして、例えば第1章につきましては、14ページから38ページまでが主な取組の進捗状況等に詳細に記載してございます。その総括が7ページから13ページまで、これを小柱ごとにまとめてある。最後に3ページ、4ページに中柱ごとに総括してあると、こういった3段階の構成になってございます。

推進委員の皆様方には、この総括部分を中心に御意見をいただければと存じます。

それでは、第1章の総括部分について説明をいたします。

まず、7ページを御覧ください。

最初に、1「知性を高める学習」の充実の総括でございます。

8ページの小柱ごとの現状と進捗を御覧ください。

(1)確かな学力の向上に関する取組では、2020年度より実施される小学校英語教科化に関し、新たに外国語専科指導教員を19人配置したほか、静岡式35人学級の編制の下限撤廃を小学校で計画どおり段階的に実施いたしました。

(3)情報教育の推進では、ICT機器の整備と教員のICT活用指導力の向上に向けた研修等が着実に進められております。

9ページを御覧ください。

「技芸を磨く実学」の奨励についてです。

10ページを御覧ください。

(1)産業社会の担い手の育成では、勤労観・職業観を育む教育として、中学校では引き続きキャリア教育の充実に努め、高等学校や特別支援学校では、職業講話の充実や体験研修など、様々な分野の職種に触れる機会の創出や社会のニーズに応える職業教育の充実を図ります。

(2)東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの推進では、各競技で強化指定した選手への支援の充実、中学校の部活動にトップアスリートを派遣して活動の活性化を図るなど、選手育成や指導者養成等とその活用についての取組を計画どおりに進めております。

続きまして、11ページを御覧ください。

学びを支える魅力ある学校づくりの推進についてです。

12ページを御覧ください。

(2)学びを続ける教職員の育成では、教職員の多忙化解消に向けた取組として教員以外に任せられる業務を行うスクール・サポート・スタッフを216校に配置いたしました。

(3)乳幼児期の教育・保育の充実については、幼児教育アドバイザーの設置市町数が2017年度の9市町から今年度は19市町に大きく増加いたしました。また、賀茂1市5町については、次年度からの共同設置に向けて準備を進めております。

13ページを御覧ください。

(4)特別支援教育の充実については、学習障害等に対応した通級指導教室を小学校で5学級、中学校で2学級増設し、または新設いたしました。

それでは、第1章の総括について説明をいたします。

3ページに戻りまして、3ページの総括評価を御覧ください。

先ほどの各取組の進捗を踏まえ、次年度以降に向けて重点的に取り組む課題等を含めて記載してございます。

1の「知性を高める学習」の充実では、確かな学力の向上への取組として、今後義務教育段階では主体的に取り組む学習習慣の確立による学力向上の充実を図り、高等学校段階では高大接続改革を見据えた学力の向上を図っていきます。

また、今後社会で求められる能力を育成するため、新学習指導要領に対応したきめ細かな支援や指導を充実させていきます。

次に、2の「技芸を磨く実学」の奨励では、産業社会の担い手の育成への取組として、全ての校種で勤労観や職業観を育むキャリア教育の充実を図り、今後静岡県県内産業の発展に貢献できる人材育成に努めていきます。

4ページに進みまして、スポーツの推進では、大規模なスポーツイベントを契機とした競技力の向上とスポーツを親しむ人の増加に向けた取組を進め、また運動部活動の取組に関しましては、部活動指導員や外部指導員の活用を進めていきます。

次に、文化芸術の創出と世界文化遺産・文化財への取組では、SPACの舞台芸術等に触れる機会の創出や、県内の世界文化遺産の適切な保存や活用により、郷土とその財産に対する県民の関心を高める取組を進めていきます。

次に、3の学びを支える魅力ある学校づくりの推進です。

「地域とともにある学校」としての連携については、今後、地域学校協働本部を設置していない市町への働き掛け、体制整備を進めていきます。

次の児童・生徒や地域のニーズに対応した教育環境の整備については、老朽化した県立学校施設の建て替え・長寿命化の計画的な推進に加え、環境の変化への対応など、子供たちが安心・安全に学習できる教育環境の整備を進めていきます。

次の学び続ける教職員の育成と多忙化解消への取組では、モデル事業の成果や課題等を検証し他の学校への展開につなげ、教育委員会全体で連携を図り業務改善を進めていきます。

最後の乳幼児期の教育及び特別支援教育では、市町における幼児教育アドバイザーの設置促進、保育士等キャリアアップ事業など教育・保育の充実や、特別支援教育では、医療的ケアを必要とする児童・生徒など個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を進めていきます。

最後に附属資料でございます。後ろに付けてございますけれども、附

属資料の教育振興基本計画の目標指標の進捗状況一覧を御覧ください。

これは、37あります目標指標の一覧でございますが、事前にお送りしてある資料に、中央部分ですけれども、1年目期待値という列を追加してございます。

また、これらの指標のうち2つの目標指標の見直しを行いました。この資料の5ページを御覧ください。

最初の県民の公立図書館利用登録率でございますが、調査の根拠を日本図書館協会の調査から県立中央図書館調査に変更したことから、基準値・実績値を新たに設定いたしました。また、その下の幼児教育アドバイザー等配置市町数については、2018年度に19市町と順調に増加したことから、目標値を全市町と上方修正いたしました。

これらの指標については、県の総合計画、新ビジョンで使われている指標のため、同様に見直したものでございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

矢野委員長： ありがとうございます。

それでは、第1章につきまして取組や課題などについて御意見がございましたら、評価への質問も含めまして、御発言をお願いします。

武井先生からいかがでしょうか。

武井委員： それでは、私の方から。先ほどの質問とも少し関わるのですが、多くの事業の進捗状況については、これではほぼ計画どおりに進捗しているという評価が全ての項目について出ています。それで、実績と目標値の達成度については一部しか出ていないけれども、大体BとかCとかという形でもあるし、恐らくこれは来年度以降出てきたときにも多分そういう結果になっていくと思うのですね。

計画どおりに事業を推進されているけれども、結果的には目標に達成していない。ということはどういうことかということ、平たく考えれば最初からこれらの事業をやったからといって目標を達成できるような計画のつくりにはなっていなかったということだと理解すべきだと思います。

だからといって、重箱の隅をつつくような修正を重ねてくださいということをお願いではなくて、あくまでもこの指標というのは指標を「通して」計画の進捗を見るのであって、指標が上がることそのものが目的ではありません。だからこの評価結果を参考にしながら新しい県の教育のビジョンを作っていくことに尽きると思うのです。

そのためには、このように細切れにしたうえで各指標が「できていますか、できていませんか」ということを見てもだめで、多くのことは多分領域横断的な事柄になるだろうと思います。例えば、児童・生徒の学力を上げるためには、ここに上げてある活動だけじゃなくて先生方自身が力をつけていかなければならない。そのためには何が必要かといった

ら、当然学び続ける教職員の育成、この小柱のところの別の小柱と、それから地域学校協働本部の設置等の学校外の教育資源の活用、それから先生方の多忙化の問題にどうやって取り組んで時間を作っていくかといった問題が相互に関連しています。

つまり、多くの課題が領域横断的になっている状況で、各小さな小項目ごとにそれができているかできていないかということを見ていっても仕方がないし、たとえそれができていたとしても結果的に目標を達成する形にはなっていない。この全体構造について、事務局としてはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

矢野委員長： どうですか。

事務局： 今回、総括的評価という形で、全体的に見て来年度どのように取り組んでいくかということも示したのですけれども、ここにつきましては、個々の事業評価等を細かく見ながら、全体的に来年度以降どのような取組をやっていきますという内容で書いたもので、このところを見ていただければと考えております。

武井委員： それはよくわかっています。それはいいことで賛成だし、基本的に教育委員会は計画されたことを着実に遂行するという能力は極めて高いので、私はその点については心配していません。

しかし、本当の問題はそうなっていったところで、実際の社会の変化のスピードと課題の内容からすると、それに対応するだけのものには恐らくならないだろうということです。もう少し具体的に言うと、総合教育会議にこれをかけていただけるというなら、これらを総合して全体としてどういうビジョンをつくるかというようなワーキングなり作業部会みたいなものをきちんと教育委員会の中に設けて、長期的なビジョンをつくっていくべきではないのかと思います。

それができれば、恐らくそれ以外の小柱については多少でこぼこがあったり、実際に計画どおりにやっていっても達成できなかつたりするところもあると思うけれども、それに対しては恐らくそんなに心配することはないであろうと。

例えば、学校関係者評価を公表している学校の割合というのが学びを支える魅力ある学校づくり推進の指標に挙げられていて、これも高校以外はほとんど数値が変わっていませんけれども、実際には学校関係者評価をほぼ全ての学校はやっているわけですね。指標の達成はすでにやっているものをホームページ上に載せるか載せないかということだけの違いだから、それを上げること自体はわけのないことで、指導をきちんとかければ必ず100%になるのですね。

でも、それをやったところで意味はなくて、本当にマネジメント機能を強化していくためにはそれ以外の部分で全体として学校のマネジメン

トをどう捉えてどう強化していくかというビジョンを研究して立てなければいけないだろうと。ですから、それに向けた動きをぜひスタートしていただけないだろうかというのが私の意見です。

矢野委員長： 部分の総和は全体にはならないということだろうと思うのですよね。その全体を動かすためには、やはり部分を見る必要があると。これはお互い相関関係が深いですよね。ですから、全体の方向を変える必要があるかどうかという問題意識を持って、部分の評価をするということが大事だろうと思います。

そういう点で、十分時間が経っていませんが、そういうことを念頭に置いて、これから検討をする必要があるのではないかと、今の御発言は多分そういう意味ではないかと思いましたが、それは事務局としても十分念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

何かありますか。

事務局： 教育政策課長の赤堀でございます。

基本的には教育振興基本計画が、教育委員会を含めた県下全般的な教育に関連するビジョンであると考えております。教育政策課では、今回の点検評価や実際の社会情勢の変化等を見ながら、毎年「教育行政の基本方針」という形で、教育委員会が特にその年度に取り組む方向性を作成しまして、それを県下の教育関係者にお知らせしながら進めているというところでございます。

そのため、基本的には我々としては教育振興基本計画がビジョンであり、それを基に実際の進行状況やいろんなものを加味しながら、また、PDCAをかけながら翌年度に向けた施策を構築していくという流れで考えております。

矢野委員長： どうもありがとうございました。

全体のビジョンはあっても、その年度によって重点的に何をやるかというのは変わってきますよね。重点化とか、どれを先にやるかとか、足りなかった点をもっと補強する必要があるとか、これはもう十分いったから少しスローダウンしてもよいのではないかと、そういうふうにして施策に反映していかないといけませんよね。

先生、どうですか、いいですか。

武井委員： 振興基本計画というのは内容が非常に細切れにされていて、細切れにされているのを一つ一つ達成していこうと努力したとしても、恐らく全体として社会のニーズに応えるものにはならないだろうというのが私の問題提起です。

ですから、それに対しどのように答えるか。「もう計画ができているから、これどおりにやっていきます」ということだと見直しされるのは4年後。その4年後の計画もほぼ1年間で作られることになるから、前

例を踏襲した形にしかない。このようにして、教育のニーズと施策とが乖離してどんどん時代から遅れていくということが可能性としては考えられるということですね。

それに対して、構造的にどう対応するかと。これはやはり大きな問題ではないかと思います。

矢野委員長： ありがとうございます。

毎年度おっしゃったように新しい計画が立ちますが、その中で1年間やってみて今度はこういうふうにするのだということが方針として出てくるとわかりやすいですね。そういうことをまたベースにして、この場で論議する必要もあるかと思います。

改めて作業部会を設けるかどうかというのは、ちょっとそれは問題提起として事務局で受け止めておいてください。よろしくお願いします。

それでは、田中先生、お願いします。

田中委員： 先ほどの武井先生の問題意識を私は共有しておりまして、やはり計画ができたばかりでこういうことを申し上げるのは申し訳ないのですが、計画というのはやはり妥協の産物だと思うのです。完璧なものをつくり得ないという前提のもとで、では、走りながらいろいろなことをやってみて、何か問題がないかと常に振り返るということだと思うのです。

先ほど私が伺ったように、実務レベルで他に評価の仕組みはないのですかと聞いたのはそういう問題意識もあったからで、私がこの評価書を見て見えてこないのは、武井先生も全く同じ意見なのですが、個別の取組については実態がわかるのですが、総合的にどうなのか、どこに問題があるのかなのかといったあたりが、例えば組織上どなたがそういうところを責任を持って見ているのか、あるいは対応しようとしているのかといったところが全く見えてこないのですね。それをやっているという答えをいただければ、私はそれで構わないのですけれども、もしそういうことが今、仕組みなり取組がないとしたら、何らかのことをしていただいた方がいいのかもしれないと思います。

今のは武井先生の補足のコメントですが、私からは質問が2点ありまして、1点目が8ページ一番上の説明文の中で、35人学級編成の下限撤廃の話が出ています。これはもちろん結構なことだと思うのですが、単純に考えますと、学級編成の下限を撤廃するということは1クラスの人数が減るわけですから、教員の数が余分に必要になりますよね。ですから、そういう少人数学級をどんどん進めたいので今まで以上に教員を配置してくれというような市町からの要望に応えることができているのかどうか。あるいは、もう市全体で子供が減っているから、そんなことをしなくても十分教員の数が間に合っているという状況なのか、そのあたりについてお答えいただきたいというのが1点目です。

2点目は、12ページになります。

(2)の教職員育成の2番目、サポート・スタッフを配置して教職員の多忙化解消に大きな成果を得ているということで、この評価書の中で大きな成果を上げているというような、こういう非常に強い表現は余りないものですからお伺いしますが、大きな成果を上げているというのは、例えばどういうところから見てとれるのかといったようなところ、そのあたりを少し教えていただければと思います。以上です。

矢野委員長： ありがとうございます。
2つ御質問がありました、どうぞ。

事務局： 義務教育課長の宮崎と申します。

まず、35人学級下限撤廃につきましては、これは県の単独の予算ということでこの下限撤廃を行っておりまして、来年度は中学校まで完成する予定で計画しております。

ただ、教員の数が足りているかと言え、小・中学校の場合には義務標準法ということで定数が定められております。そういった中で、毎年のように各市町、それから県から定数改善の要望を文部科学省に対して行っております。学校の要望は本来であれば定数を2倍ぐらいにしてもらえるのが本当は一番ありがたいと。そうすると数千億円という予算が当然必要になりますので、安易にはできないと。

そういった中で、それでは教員の多忙化を解消するためにはどうするかということで、先ほどの質問の2点目に移りまして、スクール・サポート・スタッフ等、教員でなくてもできる業務につきましては、どんな業務があるかということで、まず校務の洗い出しをいたしまして、その部分について教員でなくてもできる業務は何ができるかということをもまず洗い出したものについて、このサポート・スタッフにということで、こちらには216校と記載されておりますが、年度の後半からは政令市を除く県内全ての小・中学校488校に配置をいたしました。

わずか週10時間ということで全校になりますけれども例えば印刷業務でありますとか、個々のばらばらの先生がそれぞれ印刷していたものが、そのサポート・スタッフにお願いすることで全てまとめて印刷するなど、学校からアンケートをとっていますけれども、ここで言っている大きな成果というのは、それぞれの学校からどんなことを取り組んで、どんなことで成果を上げているかというのをまとめており、そういった中で教員が、特に一番はたかが10時間ですけれども、サポート・スタッフに何をやらせるかということ意識したということにおきまして、自分が仕事をいろいろ選別しながらやるような意識づけがまずできたと。それに対して最も効率的なお願いをしているということで、その意識改革の部分と業務改善が相互に効果を上げていると、そのように考えております。

矢野委員長： よろしいですか。

田中委員： 今のお話で、成果が上がっているという一つの根拠を示していただいたと思うのですが、逆に学校現場からもう少しこうだといいなというような要望などはありませんか。

事務局： まず、スクール・サポート・スタッフにつきましては、時間数が大規模校でも小規模校でも全ての学校で10時間という形で配置していますので、どこの学校も帰る時間が多少早くなったというのはありますけれども、もう少し時間を増やしてとか、人数を増やして欲しいということで、それは来年度予算の中で時間の拡充について計画をしているところであります。

矢野委員長： よろしいですか。
ありがとうございました。
それでは、藤田さん、何か御意見は。

藤田委員： ありがとうございます。
私からは、7ページのICTのところについてのお話をさせていただければと思います。

ICTに限りませんが、全体的にパーセントで表されている中で、1の(3)の授業中にICTを利用して指導できる教員の割合というところですが、これはパーセントで2016年度が69.5%、2017年度が71.6%ということで、2.1%が改善されていると思うのですが、この実数と年齢別によって、もしかしたら若い人たちが入ってきたことによってこれが上がったのか、それとも実際に今やれていなかった人たちがこれをやれるようになったのかというところの内容的な部分。それから、このレベル、例えばiPadを持ち込んだだけなのか、それとも何か最初から最後まで全部やれる先生が育ったのか、例えばちょっとだけ触ることができるアンケートで答えた人も全部活用できるというふうになっているのか。その辺のレベルもどれぐらいのレベルで、全てにおいてなんですけれども、例えばここを挙げた場合にどのようなレベルで、また解釈でこのパーセントが書かれているのかをお伺いしたいと思います。

矢野委員長： いかがでしょうか、事務局の方で。

事務局： 情報化推進室長の関です。
今の質問ですが、まず、こちらの調査は文部科学省の調査になります。この「ICTを活用して指導できる教員の割合」における年齢のお話ですが、委員がおっしゃったようにどちらかというと若い先生の方が得意だというのはあろうかと思えます。しかし、逆に年齢がいった先生

の方が授業のやり方に非常に良い面を持っていると思いますので、そういった先生方がICTを活用して授業ができるような研修を行っております。

また、「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」における根拠ですが、これは全ての時間においてICTを活用するわけではなく、ICTはあくまでもツールとして考えておりますので、最も効果的な場面に使うと子供の理解が深まるということです。具体的には、iPadを使ってやりますとピンチアウトという大きくするような、それをプロジェクターで黒板に映してやる。あるいは、先生によっては、板書は板書、プロジェクターから映すものはそのまま使い分けてやるような、そういった効果的な授業で子供たちの理解を深めるという形で行っております。以上です。

矢野委員長： よろしいですか。

藤田委員： ありがとうございます。

非常に難しい問題だと思うのですが、効果的というのは誰が評価をして何が効果的かというところにまで踏み込んでいくと、例えば私たちが子供の頃はそのようなものはありませんでしたが、本当にそれを使うことが効果的なのか、それとも効果的でないのか。

では、どういう効果が出てきているのかということも含めて、今この目標値は85%にしていますけれども、その85%の教員が触れるのか、それとも本当にそれを行ったことでこういうふうに理解度が高まったとか、学力が高まったなど、ほかの項目を見てもそうですが、実際に数値的な目標、何か感覚で全ての評価が前回の、ちょうど1年前も私同じようなことを言わせていただいたと思いますが、メジャメントを立てる、先ほどの田中先生がおっしゃった大きな成果を上げているというのは、誰が評価して大きな成果なのか、その成果って本当に成果なのかということも含めて、例えば10人のうち8人とか、パーセントではなく人数的にこうなのだ、数値的にこうのだと、学力がこれを使ったことでここまで行った。

先ほどのサポート・スタッフを216校に配置するというので、その人たちが行った、でも多分そのサポート・スタッフの方々が行かれれば、多分人件費もきっと上がっていることでしょう。これは今2人だから3人にしてくれ、いいですよ、いいですよとやっていったら、本当にその入れたことによって労働時間というのは間違いなく短くなったのかどうか、タイムカードを見て確実にこの時間がこうなったというところの評価がなされていないと、非常に机上の空論というか、私たちは企業を営んでいる中で、その成果が上がったことによって利益がどうなったかということに非常に注力するのですけれども、ぜひとも行政の方でもこういうことを行う場合に、これを行ったことで数値的にはこうなっ

た、金額的にもこうなったというところも全部含めて動いていかなければ、なかなか本当の成果というのが見えてこないのではないかなと思っております。昨年同様の意見ではありますが、メジャメントを数値的にしっかりとバーの見える形で、走り高跳びでもそうだと思いますが、ここに1メートル20、30のバーがあるから跳べるわけであって、高く跳べたよ、大きく跳べたよと言っている話ではなく、このバーを超えたということをしかりと明示して評価をしていくことが望ましいと私は思います。これは意見となりますが、よろしく願いいたします。

矢野委員長： ありがとうございます。

定性的な評価だけではなくに定量的な評価ですね。できるだけ具体性を持たせるように、説得力のあるものに、ひとつ事務局の皆さんも検討して、そしてそれを実行していただければありがたいと思います。ありがとうございます。

それでは、松永先生、いかがでしょうか。

松永委員： 1章の話になるかどうかわかりませんが、昨年、教育振興基本計画が見直されて作られた折に、静岡県としては初めて大綱と計画がリンクするようになったというのが、去年から走っている基本計画の大きな特徴だと理解しております。

ただ、大綱と計画が結び付いたというのはいいのですが、計画がもとも何のためにあるのかという武井先生の話とちょっと重なるのですが、そうすると、それは「有徳の人」づくりを目指した計画なわけですよ。なので、ぜひそのリンクできた計画が、今度は「有徳の人」づくりにずうっと向かって、2021年度まで行けるのかどうかというのを走りながら検証していく。PDCAをただ回したのではなくて、PDCAを回したらPを見直して、有徳の人がつくれたとなって初めて計画は意味を持つと思います。そういう意味で、評価というのを総括するといえますか、そういう部分の見方や観点が必要かなと感じています。

目標では「徳」が出てくるわけですから、例えばこの1章はほとんど学校教育のことがメインの計画というふうに感じるのですが、その中で学力が上げられたり、地域と連携がとれたりとかそういう話はあるわけですが、そういう教育が提供された児童・生徒が、果たして「有徳」になったのかどうかという、そこを細かい計画の中にはそれは何も指標になっているわけでもないし、具体的な計画がそれにさわるものではないけれど、だけど最終的には「有徳の人」を目指しているわけですよ。そこを忘れないで評価をしていくというのが、すごく重要になるのではないかなと感じています。

そして、先ほども少し申し上げましたけど、学校教育自体が今の世の中では本当に必要なのかということまで問われているような時代に今なりつつあるわけですよ。教員が教えるよりも、それこそタブレットみ

たいな学習の方が早く進んでしまっ、先生って何やるのというような議論まで生まれてくるような、そういう時代にあつて、学校教育が全く悪いものでもないし、私自身はそう思っていますし、それから着実に先生方は一生懸命子供たちを教えているわけだけど、だけど世の中ではそういう学校でいいのかという声が聞かれています。

そういう中で、この学校教育の計画を回していくというときには、やはり回しながら本当に求められる学校教育像というのが何かというのは、常々誰かがというか、静岡県の学校だったらこうしていかなければということ、先を見通していかないとどうしても計画は、できていたのでやりました、終わりました、それだけというふうになってしまうと思うのですよ。そういう意味で、多分学校の先生方、それから教育委員会の皆さん、ものすごく真面目な方たちで、この計画がしっかりと進むということは、私が検証しなくてもいいぐらい進んでいくと思えますが、その進んだ先に何かあるかということ、やはり回しながら常々見ていって欲しいなあということ、私も切に感じました。

ちょっと1章の話になったかわかりませんが、以上でございます。

矢野委員長： ありがとうございます。
全体についての大変大きな課題というか、問題提起だと思いますね。
何か事務局の方から御発言はありますか。
すぐ答えが出るかどうか、ちょっとなかなか難問だと思いますけど。

事務局： 答えになっているかどうかわかりませんが、昨年度、委員の皆様が計画を作っていたときにもお話をさせていただいたと思うのですが、まず目標指標については、いわゆるアンケート指標等を排除してなるべく定量的な客観的に捉えられるものを指標として設定をし、その目標を達成することを目的として施策を展開していく形でこれを作ったわけです。今、委員の皆様からお話がありまして、委員長からも御説明がありましたが、計画を作った半年ということ、なかなか目標の指標について御説明できていないというところが一番大きいこと、でございます。施策についてはここまでやりましたというお話が全てを数値的なもので御説明できれば一番いいのしょうけれども、なかなかまだそこまで年度中途ということもございまして、御説明できていないというのが我々としてもございます。そこは反省しなければいけないと思っております。

計画については、2018年度から2021年度まで4年間の計画を立てましたが、これを4年間全く触らないということでは決してありません。この評価委員会を含めて、今ここに参集していますこの計画に関係する部局の部長代理を構成員としました推進本部、それから課長を構成員としました幹事会、それから担当者を中心とした担当者会という形がござい、ます。その中でこの施策についてお互いにどのように進めたら最終的に

は松永委員がおっしゃった「有徳の人」の育成につながっていくのかということについて、きちんと話し合っていきたいと思いますし、計画についても必要があれば見直しをしていくという形で進めてまいりたいと考えております。以上です。

矢野委員長：　　そういういろいろ意見交換をする場が恒常的に設けられているのであれば、先ほどの武井先生の問題提起も含めまして、熱心な議論を進めていただきたいと思います。

それでは、渡邊先生、いかがですか。

渡邊委員：　　私は、3ページにあります「技芸を磨く実学」の奨励の中で、産業社会の担い手の育成ということについて、意見申し上げたいと思います。

静岡県は本当に優秀な企業もあるし、第1次産業関係もたくさん仕事があるわけですから、この産業社会を担う子供たちを育てようというのは非常に恵まれた環境にあると思います。これを教育の目標にしたというのは、私は素晴らしいことで、「有徳の人」をつくるには大事な基本的な教育だと思いますが、附属資料の評価表を見ますと、2の産業社会の担い手の育成のところ、小学校・中学校・高校・特別支援学校とあって、2016年よりも17年の方が数値が上がっていて、17年の中学生は100%となっていますが、この100%というのは、要は教育委員会で目標を立てたものに対して、全部それが実施されたから100%になったと思うのですが、この100%という評価を何を100%したのかということ、これは総括的な評価で、具体的に聞いたらわからないのです。これだけだとほとんど内容が掴めないものですから、例えばこれは1年に何時間どこどこへ行ったというような数字で表せることなのか、数字で目標をマスターしたから100点なのか、100%なのか。それとも、どういうことで100%になるのかということ。

それから、実は私の事業所のところでも中学生が何日か職業訓練に頼まれるので、職業訓練に来ています。2、3人ですけれども、でも、2、3人で実際に仕事をさせると一生懸命に仕事をして、こういう職業に僕は将来就きたいと思ったと、こういうことを勉強してよかったと、みんな2、3日ぐらい終わるとすごいレポートを書いていくのです。そういうようなことを県民全部がやっているのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

矢野委員長：　　どうですか。資料はありますか。

事務局：　　義務教育課長です。

まず、小学校・中学校につきましては、例えば小学校であれば職場見学、それから中学校では職場体験ということで、例えば3日間程度各会社へ回って、それぞれの関心のある職業でやるとか、あと外部の民間の

方から講師をお招きして講話をしていただくとか、そのようなことをやった学校がどのくらいあるかということで、全ての学校がやっているということで小・中学校は対応しております。細かく何がどれだけクリアしたかということではなく、活動を行ったかどうかということを指標に考えております。

事務局： 高校教育課長の小野田と申します。

この調査の関係ですが、学校に対しまして4つの選択肢で答えを求めております。

1つが、望ましい勤労観・職業観を育む教育の実施を学校全体で計画的にしたかどうか。あるいは、特定の学年で計画的に実施をしたか。もしくは担任教科、担当等による一部の学級等で実施をしたか。もしくは実施をしなかったか。この4つの項目で質問をしております、先ほど申し上げましたうちの始めの2つについて、実施をした学校の割合にしております。

ただし、望ましい勤労観・職業観を育む教育とはどのようなものかというような細かい定義までは、学校には示しておりません。学校の判断で回答をしてもらっております。以上です。

渡邊委員： 私はこれが実りまして、静岡でこういう教育を受けた子供たちが大学まで行って、静岡県内のそれぞれの職業にみんなが就いていくようなパーセンテージが上がるようになれば、素晴らしい教育がやると成果が上がったと見られるのではないかと思いますのですが、そういうことを目標には掲げていらっしゃるのでしょうか。

矢野委員長： どうですか。

事務局： 高校教育課長の小野田です。

ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、高校の場合でいいますと、御覧のとおり92.7%になっておりまして、残り7%が実施をしない学校の割合となります。これを細かく見ていきますと、一部の学級等で実施をした割合となっております、そう考えますと、ほとんどの学校では教育が実施をされていると考えております。キャリア教育につきましては、学校全体でどんな生徒を育成していくのかビジョンを明確にして、組織的に対応していくことが非常に大切だと考えておりますので、教育委員会としましては、学校全体、組織として教育活動全体を通じて、いわゆるキャリア教育を行うように促していきたいと考えております。以上です。

矢野委員長： よろしいですか。今の質問はなかなか大事な質問ですから、また話題に出ると思いますから、いろいろ準備をしておかれるといいと思いま

す。よろしく申し上げます。

委員長がしゃべっていかどうかよくわかりませんが、ちょうどいい機会だと思いますから、少し述べさせていただきます。

私は、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会の委員長も務めておりまして、総合教育会議にも出ておりますので、そういう関係でこの第1章に関連していろいろな議論がなされていますので、その一部を御紹介したいと思います。

まず一つは、小・中学校における音読の勧めです。特に古典を読む場合に大事なことなのですが、目で読むだけではなくて、声に出して読む。人の声も聞く。要は耳で読むということですね。その言葉が持つすばらしい響きというものを体で感じるということでありまして、本当に学力を上げ、知識を高めていくのはそれが大事なのだと。これは、実践委員会では渡邊先生も御一緒ですが、そのことをもう何度も議論しているところでございます。

静岡県の学校では、読書というのを非常に重要視しまして、かなり実行されていると思います。しかし、音読となりますと、残念ながら非常に進んでいるところもあるし、そうでないところもあると。もっとこれを全体に広げるべきではないかという議論がなされておりまして、私は日本の古来から伝えられてきた本の読み方でもありますし、そういうものをふんだんに取り入れて、さほど手間がかかるわけでもありませんので、実行していったらどうかということを考えております。

教育に関するいろいろな文書の中にも音読という言葉は少し出てきますが、もっと大きい字で書いて、みんなで実行したらいいのではないかと考えております。それが第1点ですね。

もう一つは、英語教育の問題が話題になっていますが、これから実践委員会や総合教育会議の大事な課題になると思います。小学校の英語教育の教科化というのは来年度から、2020年度から始まりますね。何を目的にするのか。2020年というと、ちょうどオリンピックの年ですから、すぐにそれが役に立つ英語ができるようになるかもしれないかわかりませんが、小学校で英語を教えると。毎日教えるのであればともかく、週に数えるほどしか教えないわけですから、どこまで教えるのか。自己紹介ができればいい程度にするのか、そこら辺をよく見きわめて進めて行けばいいと思いますね。子供たちは物おじしませんので、どんどん覚えさせたらいいと思います。それで、自己紹介を大きな声でできるようになるだけでもすばらしいと思いますね。オリンピックで静岡県でもあちこちで合宿が行われます。ほとんど皆さん、英語ができる人たちが来ていると思いますので、そういうところに地域ぐるみで一緒になって交流をして、自分の英語を試していったらいいです。そこで教わった語彙を増やして、そして会話ができるようになっていけばいいと思います。小学生に立派な文章を書くという英語教育ではないと思いますから、どのレベルを目標にするのかということはこれからの課題であると

思っております。これは、ぜひ問題提起として。

音読については、特にこれを強く具体化したいなと思っておりますので、付け加えて意見として申し上げておきます。事務局の返事は今ありませんから。

一応、これで第1章についての御意見は出されましたので、引き続きまして第2章に入りたいと思いますので、事務局からの説明をお願いします。

事務局： それでは、第2章について説明いたします。
第2章のインデックスのところ、39ページを御覧ください。

1のグローバル人材の育成です。

下段にあります各小柱で見る現状と進捗を御覧ください。

(1)海外留学等の相互交流の促進については、ふじのくにグローバル人材育成基金の活用により、2018年度は247人を派遣しております。また、県内大学への外国人留学生の受け入れについては、アジア地域で開催される日本留学フェアへの参加、モンゴル、インドネシア、ベトナム、それぞれの大学を訪問し、留学促進を働きかけております。

40ページに移りまして、(2)外国語教育の充実については、小学校英語教科化に向けて、県独自の小学校英語指導資格（LETS）の認定や研修の実施、高等学校では外国語指導講師の適切な配置や外部専門機関と連携した研修による人材育成を進めております。

また、外国人児童・生徒への教育については、小・中学校で日本語支援コーディネーターや相談員、スーパーバイザー等の活用により、支援体制の構築を図っております。

次に、2のイノベーションを牽引する人材の育成でございます。

下段の(1)でございます。

科学技術の発展を担う人材の育成については、各学年3学級以上を有する小学校のうち41校に理科専科指導教員を配置し、理科の教育の充実を図っております。各校に多様な個性を生かし、すぐれた才能を発揮する人材の育成については、ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じて、大学等の教員による高校への出張講座や、大学生と高校生によるワークショップを実施しております。

次に、41ページ3の高等教育機関の機能強化を御覧ください。

下段の(2)教育・研究効果の地域還元については、ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じて、県内大学による共同開催講座やシンポジウムの開催支援を行っております。

(3)高大接続改革への対応については、複数の県立高等学校で魅力ある学校づくり推進事業を実施し、理数科教育や職業教育等をより一層充実させました。

それでは、第2章の総括について説明をいたします。

戻りまして5ページを御覧ください。

先ほどの各取組の進捗を踏まえ、次年度以降に向けて重点的に取り組む課題等でございます。

1のグローバル人材の育成では、今後、県内留学生への地域への定着を含めた支援を行っています。また、グローバル人材育成基金を活用して、海外派遣をさらに増加していくために、今後県民の理解や協力を広く得ていくことに努めています。

次の外国語教育、外国人児童生徒への教育では、小学校英語教科化に向けて、県独自の資格認定や研修の充実を引き続き進めています。また、外国人児童・生徒への教育についても、日本語支援コーディネーターによる支援の充実等、多文化共生に向けた体制構築を今後一層進めていきます。

2のイノベーションを牽引する人材の育成では、新たな価値を創造できる人材の育成の取組として、将来、世界や全国レベルで活躍したいという意欲を持つ子供たちに能力を更に伸ばすきっかけとなる機会を提供していきます。

3の高等教育機関の機能強化では、ふじのくに地域・大学コンソーシアムとの連携した取組の更なる推進、また高大接続改革を見据え、高校生に対する講座の充実や、県内大学への進学意欲につながる取組を行っています。

以上で事務局からの説明を終わります。

矢野委員長： どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を御参考にされまして、御意見をいただきたいと思っております。

松永委員： 松永です。

未来を切り拓く多様な人材ということで、やはり若者というか、学校教育の対象者、それと大学も含めて若者向けの計画になっているかなとちょっと感じました。

最近では人生100年時代と言われたりして、それから外国人の労働者の方たちがかなり入ってくるという中では、グローバル人材というのは若い人だけではなくて、実際に生活をしている大人ももっと未来を切り拓くというか、変えていかなければならないわけですね、生活スタイルとか。それから、今までは余り自分でも意識していなかったような能力を開発しながら、これまでずっと技術を身に付けられてきた方が、新しくイノベーションを牽引していく人となっていただかないと、なかなかこの少子化の中では、次の新しい段階のものをつくっていくというのは難しいと思います。なので、ぜひこれらの教育が大人向けにも行われるように、間口を広くしていただけたらなと感じました。

この計画冊子の方でも、教育施策というのが、特に2章の部分は社会人に向けてのものだというような大きな書き方がされているので、ぜひ

外国語のことにしても、科学技術のことにしても、それから高等教育機関のことにしても、広く成人以上への学習機会の提供ということもぜひ積極的に御検討いただけたらなと感じております。以上です。

矢野委員長： ありがとうございました。
 他にはいかがでしょうか。
 藤田さん、いかがですか。

藤田委員： こちらについては、本当に素晴らしい取組をされていると思います。これからグローバル人材というのが必要になっていく中で、やはり世界の中で勝ち残っていく子供を育てるのと同時に、地域を愛する子供と両方を両輪で教育をしていかなければならないとは思いますが、海外を目指すグローバルな人材というのは、やはり世界で活躍するためには、まずは自分の土地のことや郷土のことを知らなければいけないと思いますし、それをグローバルで活躍するからこそ、地元のことをプレゼンテーションできるような子供たちをたくさん育てていただいて、今数値的なところで累計が1,400人、この18、19、20、21の4年間で1,400人ということですが、ぜひともそこに向けてたくさんの子供を育てていただければと思います。

矢野委員長： ありがとうございました。
 田中先生、いかがでしょうか。

田中委員： 評価書に対する意見というよりは、私個人の意見を述べさせていただきます。

41ページ、一番上の目標指標ですね。以前に申し上げたと思いますが、公立大学法人に関する施策で、唯一の指標がこの県内就職率の割合なのですね。以前に文芸大を含めた公立大学の結果が県内就職率だけで計られているように見られるのは、ちょっと寂しいなというようなことを申し上げたと思いますが、その関係です。

今現在、私が所属する静岡文化芸術大学ですが、多分全学生のうち半数以上が県外出身者になっています。ですから、県外出身者が半数以上というときに、当然のことながら4年が終わって卒業するときは、かなりの卒業生は自分の地元なり、他の地域に行くわけですね。もちろん静岡県内の出身者でも県外に就職するという卒業生もおります。そういったことも含めて、県大を合わせてなのですが、50%台の数字になっているというのが実情です。

これについては、もちろん目標値を変えて欲しいということではなくて、そうは言いながらも、静岡県の公立大学が毎年毎年何百人、何千人の卒業生のうち半分以上が地元就職して、地元の産業界などを担っているということをまず認めていただきたいことと、あとは残り、県外に

就職した学生たちというのは、ある意味静岡県の大学で教育を受けたという、そういうような果実を持って他の地域で貢献するのですが、それは回り回って多分静岡県に返ってくるだろうと思うのです。だから、そういった評価もしていただきたいということで、この指標については多面的な見方があるということをお願いしたいというのが私の意図であります。

あともう一点ですが、46ページにある高大接続のあたりです。今、高大接続とって、例えば大学教員が高校に行って授業をしたり、高校生や、あるいはもっと下の学年が大学に来て見学したりとか、そういう大学と初等・中等教育との連携がいろいろ進んでいます。それは結構なことですが、私は若干短絡的に進み過ぎていないかというような問題意識がありまして、これは象徴的なことなのではけれども、推薦入試で本学を受験してくるような受験生の志望理由書を見ると、お宅の何々先生が私の高校に来て、とてもおもしろい授業をしてくれた。だから、私は文芸大に入って、その先生のゼミに入りたいというような書き方をしているのです。もちろんそういうきっかけを与えたという意味合いでは意味はありますが、多分それだけではないだろうと思うのです。ですから、高大接続というときに、単に大学と高校、あるいはそれ以外の教育機関との交流を短絡的にするだけではなくて、もう少し密なと言いますか、複雑になるかもしれませんが、もう少し小・中・高から大学というのはどういうところであるのかということやうまく理解するような連携の進め方というのを模索していただきたい。私が見る限り、そういうようなものは余りあるようには思われませんでしたので、もしそういうものがあるということであれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

矢野委員長： 高大連携の話では、今大学で教えておられる先生からの感想が漏らされたわけですが、高校サイドの方では、何かこれについての意見とか取組について御説明できますか。

事務局： 大学との連携につきましては、今委員からお話があったような連携にとどまっているような状況だと思います。

大学への進学に関していいますと、特に進学者が普通科におきましては、先ほども少し話題になりましたキャリア教育が進んでいない現状もございまして。やはり大学へ進学する生徒についても、大学の向こうにある社会を意識した上で大学に進学をすべきだと考えておりますので、普通科、大学へ進学する生徒に対してもキャリア教育を行っていく必要があると。大学の向こうの社会を見据えた上で大学を選ぶことが必要だと考えております。以上です。

矢野委員長： ありがとうございました。

それでは、武井先生、いかがでしょうか。

武井委員： では、私の方からはごく簡単に、これは事務局への質問とかそういうことではなくて、この全体のつくりを見ると、未来を切り拓く多様な人材というのは、どうも外向きに目が向いているなという感じがします。グローバル人材と言ったときに、例えば海外にどのぐらいの人が行っているの、海外のどのぐらいの人を受け入れているかと。私は海外で勤めた経験もありますので一言言うと、実は今グローバル社会と言いつつ、企業などでも多国籍化している部分は、総じて類似した組織形態になりつつあるのですね。むしろ差が開いてきているのは、そのグローバルな多国籍企業的な行動のスタイルを持つところと、それからローカルな社会との間が離れてきていると。そういう意味では、本当にグローバルで多様な人材というのであれば、海外のことを見ているよりも、地元のローカルなところでちゃんと行動できる人間。平たく言うと、例えばウェブサイトで海外のことを見るような子供よりも、地元の自分の身の回りにいる、自分と話したことない人にちゃんと話せる人たちの方が私にはるかにグローバルだと考えています。そんなところは感想でしかありませんが考えています。

矢野委員長： とても大事な点ではないかと思えますね。この第2章だけに限らない全体のテーマでもありますが、先ほど松永先生がおっしゃっていた「有徳の人」というのはどこまで達成されたのかという問題とよく似ていますね。「有徳の人」という目標を持ったということはすごいことだと思います。私は、これは実践委員会でもかなり論議されてきて、総合教育会議にも紹介したわけでありましたが、一歩踏み込んで「才徳兼備」の人づくりという方向を向いてはどうだろうか。これは物の見方ですね。それを一歩進めたそういうものの見方が必要なのではないかという問題提起をしております。

私も随分長く実業界の仕事をしてきました、経済人として。才能がきらきら光るような人は幾らでもいますが、本当に大事件が起こった時は、そういう人に人は付いて行かないですね。やはり人間性とか徳があるとか、そういうものがすぐれた人にみんな付いて行くのですね。人望というのは、本当に言葉に表せないものですが、これはみんな人がわかるものなのです。才能だけを教育していたのでは、人間教育はできないと思います。「才徳兼備」、才能がないとリーダーにもなれないのですけどね。でも人徳をおさめないとはやはり本当のリーダーになれないと思います。学問を究めて、それで人格も陶冶されて立派な人になっていく人もいます。スポーツの中でそれを育んでいく人もいます。時々スポーツ界でいろんな話を聞いて心配しているのですけどね。ただ運動ばかりしていて、人間の陶冶をしなかったのかなあと。まさかそんなことはあるまいと思いますが、そういうわけですから、どういう分野で才能を発

揮するにしても、やはり「才徳兼備」という一歩踏み込んだものの考え方から、プログラムをつくっていく必要があるのではないかとということがありまして、これは先ほどと同じように実践委員会で論議していることでもありますので、御紹介しておきたいと思います。

他にございませんか。

それでは、次に第3章に入ります。

まず、事務局の説明をお願いします。

事務局： それでは、第3章について説明いたします。

第3章のインデックスですけれども、49ページを御覧ください。

1の新しい時代を展望した教育行政の推進です。

下段のほうですが、(1)社会全体の意見を反映した教育行政の推進については、総合教育会議に先立って開催される地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会を県内教育の課題についてより深く議論するため、当初計画よりも1回多く開催をしております。

次の50ページに移りまして、(2)市町の教育行政の課題等に対応した支援の充実につきましては、全35市町の教育委員会を訪問し、県と市町及び市町間の情報共有を図りました。

次に、2の地域ぐるみの教育の推進です。

51ページの(2)地域・企業等との学校の連携・協働の充実については、「しずおか寺子屋」等における放課後の学習支援の体制づくり、また放課後子供教室や放課後児童クラブの設置による子供の居場所づくりを進めております。

(4)社会参画に向けた教育・支援の充実については、県立高校において外部機関と連携した主権者教育や消費者教育の推進、またボランティア活動、福祉、介護分野の人材育成などを通じて、よりよい社会づくりにつながる意識の涵養を進めております。

次に、52ページの3の誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進です。

(1)学びのセーフティーネットの構築については、ニート、引きこもり、不登校等の困難を有する子供、若者への支援として、合同相談会の開催やiマップの作成など、本人や家族への相談体制の充実を図りました。

(2)いじめ・不登校等の指導上の諸問題の対応につきましては、小・中学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常時配置等を進め、高等学校においても配置校数を増加いたしました。

最後に53ページ、4の「命を守る教育」の推進です。

(1)防災対策の推進につきましては、各学校で出前講座を実施し、児童・生徒への防災意識の普及に努めております。

(3)交通安全対策の推進については、中学生と高校生に自転車に乗る際のルールとマナーに関する副読本を配付し、ルールとマナーの遵守につ

いて学ぶ機会を提供しております。

それでは、第3章の総括について説明いたします。

6ページにお戻りください。

先ほどの各取組の進捗を踏まえ、次年度以降に向けて取り組む課題でございます。

1の新しい時代を展望した教育行政の推進では、開かれた教育行政に向けて、今後も実践委員会、移動教育委員会の開催等により、県民のニーズや現場での課題を把握し、教育行政へ生かしていきます。

2の地域ぐるみの教育の推進では、地域全体での子供たちの育成に向けた取組として、コミュニティ・スクールの設置促進への支援や、放課後に子供が活動できる場を広げるために、外部人材の活用や多様な主体との連携・協働を更に進めていきます。

3の誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進では、学びのセーフティーネットの構築に向けて、増加傾向にある不登校者やいじめの認定件数を背景に、相談体制の充実や専門家、関係機関と連携した課題解決を進めていくことが求められていることから、SNSの活用など、児童・生徒がより相談しやすい体制づくりを検討していきます。

4の「命を守る教育」の推進では、自ら危険を予測回避できる力の育成の取組として、出前講座の実施や交通ルールとマナーの遵守の徹底など、家庭・地域・学校・関係部局との連携した事業を更に進めていきます。

以上で事務局からの説明を終わります。

矢野委員長： ありがとうございます。

それでは、第3章についての皆様の御意見を賜りたいと思います。

渡邊先生、どうぞ。

渡邊委員： 社会総がかりで取り組む教育という、そのイメージとしては納得できるのですが、その中にある個々の人間というのは全部一人ずつ違うのですね。能力も違うし、夢も違うし、生活環境も違うし、そういう中で団体生活をするときに、ある特定のもので一律に扱うというのが学校教育でしょうから、そうすると、できない私はだめだという落ちこぼれがたくさん出てくる。それに対してどう対応するかというのは、教育では大きな問題だと思います。

昔は家庭の中でもおじいちゃん、おばあちゃんがいた。それからお寺さんがあって、お寺に行って坊さんが話を聞いてくれた。落ちこぼれをそこで拾ってくれた。それこそ社会全体で救う仕組みだったと思うのですが、今はそれがほとんどなくなっている。

そこで、どうしたらいいのかというのが、総がかりで考える必要があると思います。私も小さいときは体も弱くて、とにかく自分への劣等感も随分強くて悩んだこともありましたが、人は小さいときに能力はなく

ても、だんだん大器晩成もあるし、小さいときに天才だと言われたのが、成人になるとほかの人になったりすることもある。その一人一人の人間が一人ずつみんな違うのだと。だけど、それぞれ特性があって、それぞれ生まれたからには生まれた意味があって、それぞれに人の役目をみんな持っているのだというような人間教育ですね。そういうものが私は日本のどこかに必要だと思うのですね。お寺の坊さんがもう少し力を付けてくれれば良いと思うので、そういう坊さんがあるところもありますけれども、全体的に今日本の中ではないですよ。

静岡は気候が豊かなので、勉強が嫌いで学校を抜け出して、外で魚釣りをしていたりという子だって、大人になったら立派になるかもしれないし、その落ちこぼれに対して、同じ一人の人格者なのだという、何か自信を持たせる教育を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

矢野委員長： 大変大事なすばらしい問題提起だと思いますので、どうぞ皆さん、今の渡邊先生の問題提起に対する御意見も含めて、社会総がかりということを、ちょっと御意見を賜りたいと思います。
武井先生からどうぞ。

武井委員： 私も全くそのように考えていて、今社会が非常に多様化してきていますよね。ところが学校教育というのは、これは教育委員会が悪いわけでも学校の教員が悪いわけでもなくて、システムとしては画一したシステムを原則として国全体でとっているわけですよ。そうすると、多様な対象に対して画一したシステムでは、当然対応し切れなくなってくると。それが今起こっている問題の根本だと。

それからもう一つは、非常にリスクというものを強く意識する社会になってきたということがあると思うのですね。例えば、僕たちが小さいころは、地元のおじさんから叩かれたことなんて山ほどありましたけれども、今はそういうことが一つ一つ訴訟になってしまう時代になっています。そうすると、昔と全く同じ型だけでは、社会総がかりで地域の教育力を生かすということは難しくなっているという現状をまず踏まえなければいけないですね。

そう考えたときに、恐らく一番必要なのは、そのハブとなる人たちなのですよね。つまり、地域に多様な人がいて、それで教育に関わってもいいなと思う人は一定数いる。学校の方は猫の手も必要なほど多忙で、とてもじゃないけど、それ以上の仕事はできないと。そうなったときに、何より必要なのは学校と地域の間を取り持って、それが学校にとっても、それからその子個人にとってもプラスになるような仕方で支援に結び付くような役割を担える人たちが今決定的に足りない。これは、地域学校協働本部というような形で、大枠は制度化されていますが、それが具体的に中に進んでいくのは非常に大きな課題がある。

何が一番大きな課題かといえば、当然のことながら、そこにかかわる予算の部分ですね。予算の部分といっても、県の財政は逼迫している中で、それをプラスアルファで、そこに予算をつけてくれという要求がなかなか通らないのはよくわかりますが、例えばこういうふうに考えてみてもらえないでしょうか。例えば1人教員を1年間雇えば大体600万ですよ。例えば地域のボランティア、時給1,000円だったら、年間6,000時間ですよ。ということは、逆に6,000時間ということは、年に600時間のボランティアであれば、10人つけることができます。600時間ということは大体月50時間です。月50時間ということは、週あたりでは大体十数時間だから、相当の仕事ができますよ。

教員1人増やすかわりに、そうしたハブとなる人たちを10人雇って、地域の力をそこに集めていくということは、これは県の裁量で具体的に実現可能な課題であるし、実際に今教員の給与というのは総額裁量制になっていますから、制度的にも可能なのです。ところが、一番最初からの問題に戻ると、ここはここ、そこはそこという仕方で細切れに考えていけば、資源をお互いにバスターして力を最大化しようという議論はできなくなってくる。

本来、総合教育会議というのはそういうことを議論するためにあるわけだし、制度的にも可能だし、他県ではやっているところもあるわけだから、ぜひそのことをきちんと議論して欲しいです。35人学級は私も賛成だし、大いに結構なのだけれども、総額が決まっている中で、どこに最大限の力を投入するかということメリハリをつけてやはり考えていく必要があります。

これからの社会の多様性というのを考えたときに、一番効率的なあり方というのは、生身で実際に教育をする実働の部分に投入するよりも、むしろコーディネーターとそのハブの部分に投入して、そしてその力を何倍にもして教育に活かしていくと、こういう発想が私は必要なのではないかと思います。

矢野委員長： 大変貴重な意見をありがとうございました。
それでは、田中先生、いかがでしょうか。

田中委員： 私も渡邊委員や武井委員がおっしゃったことは同感です。
その上で考えると、やはりもともと学校という場所は、教育機関としては万能ではなかったけれども、現在は今まで以上に限界とか制約というものがだんだんこれまで以上に明らかになってきた時代ではないかと思うのです。

そういう意味合いでいうと、この第3章というのは、いわゆる通常の教育以外の部分が3章に入っているわけですが、社会変化なども鑑みますと、第3章に含まれている政策の重要性というものが今まで以上にかなり重要になってきているという感じもします。

学校の限界が今まで以上に明らかになっていったということと、あとこの第3章に含まれる政策分野を見ると、やはり主体が市町なのですね。ですから、県だけが旗を振って全てがうまくいくというような分野でもないということなので、ある意味県と市町がいかに連携なり協力していくかという視点も必要だと思います。ですから、武井先生がおっしゃったような県としてどういうメリ張りをつけていくのかということと、各市町がそれぞれの役割をどう果たしていくべきかという2つの問題があって、これは非常に難しい問題だと思うのですが、この第3章の重要性に鑑みると、やっぱりそれをきちんと県と市町がやってもらわないといけないということで、そういうような議論も必要ではないかと思いました。

矢野委員長： ありがとうございました。
 藤田さん、いかがでしょうか。

藤田委員： 先ほども渡邊先生のほうからも多様化に対応していくということで、それぞれの子供の多様化している部分に対応するというのは、本当に大変なことだと思いますが、確かに最近は組織よりも個人を重んじる風潮が目立ってきてしまっていて、例えば地域の防災訓練や運動会などの参加率も、非常に下がってきているということを目にいたします。

あと、先ほどお寺というお話もありましたが、地域には必ずお寺がありますけれども、お寺に行った近所の子供なんて、最近あまりいないのではないかなと思いますし、本当に失われてしまった日本の大事な組織としての動きというのが、そもそも何で減ってきてしまったのかなとよく考えることがあります。

朝も、私は近所の子供たちに挨拶をするので、おはようと言うのも、おはようと言っていいのかなと思ったりもしてしまうような自分も社会の流れに流されているのかなと思ったりしますが、そういう中で、今いろいろな放課後の取組であったりとかしていると思うのですけれども、NPOであったりというところもあるかもしれませんが、本当に足元からもう一度見詰め直して、例えば、日本全体的には地域コミュニティというのは薄れているけれども、でも静岡は日本の中でも一番地域コミュニティがしっかりとした県なのだというところを目指して、例えば運動会の参加率を90%にするとか、今あるものをしっかりと生かして、地域のお寺に行って、お坊さんにちょっと怒られるとかというのもありだと思いますし、何かそういうところを見詰め直して、新しいものというよりも、今あるものをもう一度使っていけば、そこには必ず答えがあるのかなと思います。私の意見ですけれども。

矢野委員長： それでは、松永先生、お願いいたします。

松 永 委 員： これまでの公教育を推進してきたのは学校ですけれども、私は専攻が社会教育ということで一言申し上げさせていただくと、ここの3章を主に担当しているのは社会教育課ですね。そのときの社会教育が言っている教育というのは、学校教育で皆さんがイメージされる条件を付けた中で効率を上げる教育ではなくて、何でもありという、それぞれの方の成長発達を支える学びを支援していくいろいろな形のを社会教育では持っていますので、教育という言葉自体も学校のをイメージするだけではなくて、やはり学びを支える作用ということでぜひイメージしていただいて、この第3章のような形の教育というものをこれからぜひ推進していただけたら、大変うれしく思います。

そして、既にそういうことについては静岡県の社会教育委員会でも提言をさせていただいております、教育の対象をすぐ子供と思いがちですけれど、子供も大人も学び合って、そしてその中で育っていくというのが、この社会総がかりのイメージとして捉えていただければと思います。

そして、そういう学び合って育ち合っていくということが、学校は教育資源をたくさん持っている場所ですから、そこをキーに地域それぞれで活性化していったらいいということで、コミュニティ・スクールという形が法的には整備されつつありますが、武井先生が先ほどそういうふうなものが、学校と地域の連携というのが活性化していくお金の使い方のことをおっしゃってくださいましたけど、ちょっと偏った意見ではありますが、社会教育側の立場からすると、結構弊害になっているのは、教育の見方、それから余り残らなくていい話ですけど、やっぱり教員の意識というのですかね。ボランティアの人と免許を持って専門職として仕事をする教員の意識の差というのかな。ボランティアだけどやる気がある人たちをプロである教員の人たちがどのぐらい認めて受け入れてくれるのかというあたりの壁が一番厚くて、どうもこのコミュニティ・スクールがなかなか進まないというのは、現状としてあるのではないのかなというのは、いろいろなところの事例を見て感じているところです。

そういう意味でも、学校の先生が悪いとか、学校が悪いとか、そんなことを私は全然言っていないで、もっと専門職の先生が条件を限った中でとてもいい教育をしてくれている学校が輝くためにも、ぜひ学び合って育ち合っていく、いろいろな人を巻き込んだ新しい教育の仕組みというのをボランティアの人たちと考えていって欲しい。そういう考え方をぜひ静岡県に広めていただいて、新しい教育の姿というものをつくっていただけたらなと感じております。以上です。

矢 野 委 員 長： 私もちょうと感想を一言申し上げますと、基礎教育である意味では典型的な教育というのを、特に義務教育ではすごく大事だと思います。なぜかというと、大部分の子供たちがそういう集団の中にいるわけです、上とか下とかあるにしても。ですから、そういうところできちっと義務

教育をして、そこで基礎教育を施すということは、本当に大事なことだと思います。ところが、ここにも書かれていますし、今先生方がおっしゃったように、それについていけない人たちがいると。それから、中には学校教育が物足りなくてたまらないという人たちもいるわけですね。ちょうどタマネギみたいな格好をしていましたけど、上にちょろっと、それから下にもちょこっと、人数からいうとですよ。深刻さというのはまた別としまして、そういう大集団だけでは救えないというか、カバーできない人たちをどうやるかというのは物すごく大きな問題でして、私は特別支援学級とか特別支援学校とか、県の皆さんの御案内で幾つも見学してまいりまして、本当に先生方が献身的に取り組んで、保護者と一緒になってやっているという姿を見て、何とかこれはいい成果につながるといいと思っています。

それはそれで相当進んでいると思いますが、もう一つ大事なことは、例えば障害者を例にとりますと、そういう人たちを採用する、雇用する会社も必要ですね。そういう点で、私が最近感心した事例が、結構静岡県には農業法人が増えてきておりまして、個人農家ではなくて、それが法人化している農業法人。そういうところに知的障害者とか、様々な障害のある人を大勢雇って、立派な仕事をしている。そしてでき上がったものは、障害者がつくったものだから、特別安いということもないのです。市価で売るのでですね。そして、働いている人たちは、きちっとした賃金を受け取ると。これが長続きするもとはないかと思うので、ぜひともそういう意味での産業界とか経済界の受け皿ということを真剣に考えていく必要があるだろうと思います。

この教育をどうするかということについては、教育委員会の御専門の方々ばかりではなくて、経済4団体というのが静岡にありますので、その長の皆さんには定期的にお話をして、今こうして取り組んでいることの中身を話しして、協力を求めています。単に金銭的な応援というだけではなくて、人の派遣とか指導のための人の派遣とか、そういうことも含めまして協力を求めています、少しずつ実っているということがあると思います。

どうしても物足りなくて、学校の教室にいるのが退屈でたまらないと。そんなもの全部わかっているよなんていう天才的な子がいることも間違いありません。将棋の藤井君も、彼などは天才ですよ。それから、最近新聞に載った囲碁の9歳の女の子。来年の4月に10歳でプロになるのですよ。プロになったら、ちゃんと収入を得られますからね。教室を開いて、素人に指導できるのです。そういうすぐれた才能の持ち主もいるので、そういう人たちにあと何年もつまらない思いをさせないで、どうしたらいいかということも社会総がかりの教育のあり方だと思います。飛び級を認めるとか、いろいろありますけれども、それも一つの方法だと思いますが、何かそういう才能が爆発しそうなものを止めないで育てるといふ、これも大事ではないかと思っています。

それから、学校の先生以外に学校教育に携わってもらおう県民挙げてやるという観点からですが、今「文・武・芸」三道の鼎立ということがこの文書にも出ていますよね。それで人材バンクをつくらうという動きが浸透してきています。一番取っかかりとしては、スポーツの分野「武」ですね。スポーツの分野でそういう人材バンクをつくって、かつて実際に自分で取り組んだ経験の持ち主に参加してもらおうとしています。スポーツの方から始めていますけれども、芸術の方もそうだし、いろいろな分野で人材バンクを活用していったらいいと思うのですが、その場合の人材なのですけど、なかなか家族を持って、今夢中になって働いている人たちに、そうたっぷり時間があるわけではないのですよね。それは、そういう人で志を持ってやってくれる人がいたら、それは最高にいいのですけれども、その人たちだけに限る必要はないと私は思うのです。特に、定年退職でやめた人たち。近頃、皆さん心身ともに若々しいですから、そういう人たちにもう一遍登場してきてもらったらいいと思うのです。奥さんと一緒に海外旅行に行くのもいいけど、自分の生活時間の10分の1ぐらいをそういうところで使ってもらったら、世の中はがらっと変わると思います。そういう人を学校でも、小・中・高だけに限らず、いろいろなところで教育の場に参画してもらおうという取組を本気でやる必要があると思います。ベースはボランティアだと思いますが、きちんと旅費とか交通費なども考えるような、そういうボランティアもあっていいと思いますので、そういうふうにしてやっていくことが県全体を文字どおり社会総がかりということになるのではないかと思います。渡邊先生の問題提起に触発をされまして、今感想を申し上げた次第でございます。

これは、すぐに結論がどうのこうのというのではないですが、そういう思いで、これからの教育行政の方針の中に取り込んでいって欲しいと思いますね。よろしく皆さん御専門の方々にぜひ具体化して欲しいと思います。

渡 邊 委 員： 今、日本の社会全体が個々の特性を生かすと言いながら、実際では平等化を大事にしている気がします。それによって、若いうちに能力があるのを潰されているのもあるのではないかという気がしています。まず、大学が飛び級できるとか、学校が飛び級できるようにすると、個人の能力を自分も他人も認めて、この世の中にこういう天才的な人もいるのだと。その能力を認め合うということは、認めるというのは自分が卑下するのではなく、それ以外にそれぞれ個々の特性があるという。そういう教育の仕方。人権的に平等は大事だけど、能力は違うのだという。一人一人能力が違うのだという教育が余りなされていない。一人一人人間は違うのだ。それぞれ違う個性を持っているのだという教育がもう少しできたならば、自分は君と違うけれども、自分はこういういいところがあるのだと。ここができないけれども、自分はこういう特徴があるのだ

というのが正々堂々と言える。そうすると、もう少し自信を持っていくのではないかと思います。今の若い人たちを見ていると、自信がないのですね。教育としては知識をつけるのもそうですけれども、自信をつけさせる教育というのが大事ではないか。それが人間教育ではないかとちょっと言い過ぎて済みません、思います。

矢野委員長： ありがとうございます。

これは、教育問題を論ずる場合の永遠の課題だと思うのですね。ぜひ御関係の皆さんもこの問題に正面から取り組んで、それをできれば少しでも具体化できるようなことを考えていったらいいのではないかと思います。

これで一応の時間も来ましたが、全体を通して何か御発言があれば、せっかくの機会ですから、いかかでしょうか。

田中委員： 全体ということで、今回の評価書の作り方について、少しコメントをしたいと思います。第一に、読みやすくつくっているということは言えると思います。武井先生がおっしゃったように、計画だけちゃんとやりなさいではだめなのですが、少なくとも計画したことはちゃんとやらなくてはいけないので、こういう評価も必要であろうと思います。その意味合いでは、今年度始まったばかりの計画ですので、余り具体的なことは書かれていませんでしたが、その中である程度わかりやすく書いていただいたなと思います。

一つお願いなのですが、今後、こうしていただきたいということで、例えばこの計画をつくった段階では、大体こういうことをやることになっていたけれども、具体的にどうするか決まっていなかったというようなことが実際、年度が始まって、こうすることに決めたとか、そういう具体的な内容が明らかになった場合は、それを評価書に書いていただくといいのではないかと思います。ですから、この施策については、こういうやり方を採用して始めたとか、それだけでも我々にとっては非常に有用な情報ですので、そういったこともこれからは追加していただければと思います。

矢野委員長： 他にはいかがですか。

武井委員： 今回の教育振興基本計画の中では第1回ですので、多分これに関わる職員や評価書の形式が異なることはあっても、法令で決められた以上、こうした点検評価自体は行われていくことだと思うのです。その際に、ぜひ応答性を何とか確保して欲しいと思います。つまり、今回出てきた意見がどこでどう取り上げられて、例えば却下されたり、継続した検討課題とされたり、実際に反映されたりしたかということがわかりやすい形で出ていくことが必要だろうと思うのですね。

過日、県民レビューというのがあって、一般の人たちが政策の評価をするという機会があったのですが、その際にコメントとして出てきたのが、「事務局から言われることは、『もうやっています』ということか『できません』ということの2つしかない」というものがありました。確かに事務局からすると非常に答えづらい、僕が事務局だったとしても答えづらいことを聞かれているので、その気持ちはわかります。けれども一方で、ここで他の委員の皆さんが言われたことも、個々の施策一つ一つについての問題ではなくて、ここでやっている動き以外に考えるべきことがあるのではないですか、という趣旨のことがかなりの部分を占めたと思うのですね。そうであるとするならば、それに対してどのように事務局は考えるのか。

それからもっと重要なのは、本来事務局というのは、教育委員会の決定に従って事務事業を執り行うところですから、これらの点について教育委員さんたちがどのように考えたのが重要であると思います。狭義の教育委員会がダイレクトに応答するのがいいだろうし、場合によっては直接教育委員の皆様とやりとりする機会があってもいいだろうなど私は思います。他の市町ではかなりそうなっていますので、そのようなところも御検討いただければと思います。

矢野委員長： 今日の議論をぜひこれからの施策の中に具体的に織り込んでいって欲しい。ぜひこれをお願いしまして、今日の審議を終わりますが、これでマイクを事務局へお戻しします。

事務局： 皆様、長時間にわたりありがとうございました。
本日の御意見を踏まえまして、事務局において評価書の修正等を行ってまいりたいと思います。

先ほど武井委員からもお話がありましたけれども、今日の御意見については、対応表等をお作りした上で、委員の皆様のところへ御報告を差し上げたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

また、本日御意見としていただきました課題や検討する点につきましては、冒頭にも申し上げましたけれども、来年度の総合教育会議の議題の事務局案を検討していく中で参考にさせていただきたいと思っております。併せて各所属における施策の推進に役立てていきたいと考えております。

以上をもちまして、平成30年度静岡県教育振興基本計画推進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。